

○宜野座村高齢者急発進制御装置等促進事業補助金交付要綱

令和2年10月5日

要綱第29号

(目的)

第1条 この要綱は、宜野座村内(以下「村内」という。)に居住する高齢者に対し、急発進制御装置等の購入及び取り付けに係る費用の一部を補助することにより、高齢者の移動手段の確保や交通事故の防止を図り、村民の安心と安全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「急発進制御装置等」とは、次の各号のいずれかに該当する機能を有するものとする。

- (1) 車両側の車速信号を監視し、自動車の停車時及び徐行時において、アクセルペダルが強く踏み込まれた際にアクセル開度を電氣的に制御する装置
- (2) 自動車の停車時及び低速走行時において、前方又は後方の障害物を車体に装備されたセンサーが検知し、アクセルペダルが強く踏まれた際に加速を制御する装置
- (3) その他村長が認めるもの

(補助対象自動車等)

第3条 補助の対象となる自動車(以下「補助対象自動車等」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車又は軽トラックであること。
- (2) 急発進制御装置等を設置することが可能であること。
- (3) 自動車検査証の交付をうけているもの
- (4) 自動車検査証の「自家用・業務用の別」欄に「自家用」と記載されたものの
- (5) リース、レンタルは対象外とする。

(6) 個人の用途のみに供すること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 村内に住所を有する者であつて、補助金交付申請時に満65歳以上の者又は昭和31年4月2日から昭和32年4月1日の間に生まれた者
- (2) 都道府県公安委員会が交付する運転免許証を保有している者
- (3) 村税及び自動車税等の滞納がない者

(補助対象経費等)

第5条 補助金対象における経費等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付額は、国のサポカー補助金制度に準拠した別表のとおりとし、急発進制御装置等の購入及び取り付けに係る費用から、国のサポカー補助金制度により補助を受けた金額を差し引いた額とする。
- (2) 補助金の交付は、補助対象者1人につき1台1回限りとする。

(補助対象者の申請)

第6条 第4条に掲げる補助対象者は、当該補助対象事業を申請するときは、次の各号に定める書類を添えて、村長に申請しなければならない。

- (1) 宜野座村高齢者急発進制御装置等促進事業補助金申込書兼誓約書(様式第1号)
- (2) 運転免許証の写し
- (3) 自動車車検証の写し
- (4) 自動車税納付の写し

(補助対象者の決定)

第7条 村長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、申請者が適当であると認めるときは、宜野座村高齢者急発進制御装置等促進事業決定(却下)通知書(様式第2号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求申請)

第8条 補助対象者は、前条の決定通知書を受領後に急発進制御装置等を設置し、交付請求申請するときは、次の各号に定める書類を添えて、村長に申請しなければならない。

- (1) 宜野座村高齢者急発進制御装置等促進事業補助金交付請求申請書(様式第3号)
- (2) 請求書又は領収書の写し(設置部品及び設置経費を明らかにしたもの)
- (3) 補助金振込み先の通帳又はキャッシュカードの写し
- (4) その他村長が必要と認める書類

(請求申請及び受領の委任)

第9条 申請者は、手続きの負担を軽減するため、急発進制御装置等を設置した事業者に、補助金の交付請求申請及び受領の手続きを委任することができる。

2 手続きを委任する場合、申請者は、様式第3号と併せて委任状(様式第4号)を村長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び補助金の交付)

第10条 村長は、第8条に規定する申請があったときは、速やかに申請の内容を審査し、当該申請者に宜野座村高齢者急発進制御装置等促進事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

2 村長は、前条に規定する申請があり、交付決定を行った場合は、申請者に対し補助金を交付するものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第11条 補助金の交付を受けて取得した補助対象自動車は、補助金交付日から起算して1年間は、補助金交付の目的に反して使用、譲り渡し、交換、貸付、売却又は廃棄をしてはならない。ただし、本人の責めに帰すべき事由によらず、やむを得ない事情があるときはこの限りではない。

(村による調査)

第12条 村長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において、補

助金の交付を受けた者に対して、補助金の交付を受けて取得した補助対象自動車等の使用等に関する調査等を行うことができる。

- 2 補助金の交付を受けた者は、村が前項の調査等を申し出た場合は、速やかにこれに協力しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 補助対象者が、補助金の交付を受けた者が虚偽又は不正な行為により補助金を受けたことが明らかになったとき又は第11条の規定に違反すると認められたとき若しくは第12条に規定する調査を拒んだとき、村はその者から補助した金額の全部又は一部を直ちに返還させることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年10月12日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
(補助金の交付申請の特例)
- 2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に満75歳以上の者で当該期間に購入し又は取り付けた急発進制御装置等は、第4条第1号の規定にかかわらず、補助金の交付申請をすることができる。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第5条関係)

装置名	補助金額
センサー有り ペダル踏み間違い急発進制御装置等	4万円を上限とした額
センサー無し ペダル踏み間違い急発進制御装置	2万円を上限とした額